

知事部局  
医療局長  
企業局長  
教育長及び教育委員会事務局  
警察本部長及び警察本部

入札制度改善等検討委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

入札制度改善等検討委員会規程の一部を改正する訓令

入札制度改善等検討委員会規程（平成12年岩手県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第5条に規定する部局等（ <u>県土整備部</u> 、 <u>復興局</u> 及びILC推進局を除く。以下同じ。）の長、医療局長、企業局長、教育委員会事務局教育局長及び警察本部警務部長をもって充てる。 4 [略]	(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第5条に規定する部局等（ <u>県土整備部</u> 及びILC推進局を除く。以下同じ。）の長、医療局長、企業局長、教育委員会事務局教育局長及び警察本部警務部長をもって充てる。 4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。